

Q&A 輸入小麦等食品原材料価格高騰緊急対策事業

○事業目的

No	Q	A	備考
1-1	本事業の趣旨は何ですか？	ウクライナ情勢等の影響により食品産業で使用される輸入原材料は、世界的に価格が高騰しています。価格が高騰している輸入食品原材料を使用する食品製造業者等に対し、輸入食品原材料の切り替え等を実施することにより、食品製造・供給の安定化を図ることを目的とします。	交付規程 P1 第1 目的

○支援対象品目

2-1	事業内容の概要を教えてください。	ウクライナ情勢等の影響により価格が高騰している輸入食品原材料を使用し、食品の加工・製造を行っている事業者、飲食店その他食事の提供を伴う事業を行っている者又はこれらが組織する団体に対し、原料費、それにとまう新商品のPR費用、機械導入等に関する費用の支援を行います。	交付規程 P1 第1 目的 公券要領 P2 1 本事業の目的
2-2	本事業の対象となる輸入商品原材料の条件は何ですか？	輸入食品原材料の調達価格が、平成29年から令和3年の5年間の（連続する）任意の3年間の平均調達価格と比べて、直近3か月（申請前）の平均調達価格が120%を超えている輸入食品原材料であること。	公券要領 P4 4.本事業の対象となる輸入食品原材料について
2-3	食品原材料の切り替えを伴わない使用コスト削減事業について、省人化のための設備導入は対象となるのか。	原材料の使用コストを削減しようとする製品の製造ライン上におけるものに限り対象とする。	

○補助対象事業者

3-1	応募できる応募団体の要件は？	日本国内に本社を有する民間事業者、農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、第三セクター、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、事業協同組合連合会、公社、その他法人格を有しない団体のうち事務局が特に認める団体（以下「特認団体」という。）のいずれかであること。 ※ 特任団体は事務局に特任団体申請が必要です。	交付規程 P2 公券要領 P2 3 本事業の対象となる事業実施者の要件について
3-2	補助対象者である「その他食事の提供を伴う事業を行っている者」とはどのような事業者か。	給食事業者やそうざい製造業者、飲食店などです。	
3-3	小売事業者は当該事業の対象か。	バックヤード等で食品の製造を行っている場合は、小売事業者であっても対象となります。	
3-4	輸入原材料の使用実績の無い事業者は事業に参加できないのか。	輸入原材料の使用実績のある製造事業者等と連携することにより事業に参加することを可能としています。その際、ウクライナ情勢等の影響により価格が高騰していることの証明及び輸入食品原材料を使用していることの証明は、連携する事業者に証明いただくこととなります。	
3-5	ウクライナ情勢等の影響を間接的に受け、国内原材料も価格が上昇していれば対象となるのか。	対象とはなりません。本事業は輸入原材料の高騰への対応を目的としています。	
3-6	事業を実施する事業実施者の要件は？	公券要領のP4 「4. 事業の対象となる輸入食品原材料について」をご確認ください。	公券要領 P4 4. 本事業の対象となる輸入食品原材料について

○補助対象経費

4-1	補助対象経費と補助率を教えてください。	交付規程 別表1、別表2をご確認ください。	交付規程 別表1、別表2 (P10～P14)
4-2	本事業の支援内容及び補助率を教えてください。	公券要領 P6 5.本事業の支援内容及び補助率をご確認ください。補助対象経費については、交付規程 別表2をご確認ください。	公券要領 P6 5.本事業の支援内容及び補助率等 交付規程 別表1、別表2(P10～P14)
4-3	補助対象経費について。全般の留意点を教えてください。	交付規程及び公券要領に記載された補助対象経費であっても、事業終了時に提出して頂く報告書一式を審査し、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合していると判断された場合に、補助金は支払われますので、交付決定＝補助金の額が確定しているわけではないことをご留意ください。 他の不明点がありましたら、公券専用ページのお問い合わせフォームよりお問い合わせください。	公券要領 P12 7 補助対象経費の区分 交付規程 P7 第10 補助金の支払いの手続き 交付規程 別表1、別表2 補助対象経費(P10～P14)
4-4	国産小麦に切替を予定している場合、補助対象は切り替えた差分となるのか。どの程度切り替える必要があるのか。	補助対象は切り替えた差分のみとなります。切り替える量に条件はありません。	
4-5	申請時、販売促進期間の原材料費は概算でもよいのですか。また、原材料費が概算より多くなった場合は請求可能ですか。	概算での申請でかまいませんが、交付決定額を上回る金額を交付することはできません。また、交付金額を下回った場合には、補助金額は減額となります。	
4-6	支援期間「2ヵ月間」の対象となるのは販売期間ですか。	販売期間です。	
4-7	PR費は自社製品を宣伝するCM等が補助対象となるのか。	補助対象となります。	
4-8	新商品のPR費には上限金額やPR内容などの規制はあるのか。	上限は2億円（税抜き）までとなります。内容については特に規制はございません。何か懸念等ありましたら、個別にご相談ください。	
4-9	生産方法の導入について、年度内での導入が必要か。	本事業は今年度の事業のため、年度内での導入・試運転が必要となります。	
4-10	価格が高騰した輸入原材料から、別規格の輸入原材料への切替は対象となるか。	対象となります。	

○公募・採択関係

5-1	交付決定より事前に着手した事業も申請できるのですか？	事務局から事前着手の承認を受けた場合は、令和4年4月1日以降に購入契約（発注）を行った事業に要する経費も補助対象経費とすることができますが、補助金の採択を約束するものではありません。	公募要領 P17 9.事前着手申請の手続き
5-2	応募に必要な提出書類はどのような書類ですか？	公募ホームページに詳しく記載されておりますので、ご確認ください。 <a href="http://www.lapita.jp/maff/yunyu-komugi/2022/top/">http://www.lapita.jp/maff/yunyu-komugi/2022/top/</a>	公募要領 P21 提出書類一式
5-3	事業実施計画書等提出の注意事項はありますか？	必要事項を全てご記載頂くとともに、審査をご提出頂いた書類を審査いたしますので、特に実施内容に関してはできるだけ具体的に記載頂くことが重要です。 記載漏れなどがあつた場合、審査の対象外となることもございますので、ご注意ください。 ① 事業実施計画書等は、様式に沿って作成してください。 ② 提出した事業実施計画書等は、変更することができません。 ③ 事業実施計画書等に虚偽の記載をした場合は、審査対象となりません。 ④ 提出された事業実施計画書の末尾に記載の添付資料が添付されていない場合は無効とします。 ⑤ 要件を有しない者が提出した事業実施計画書等は、無効とします。 ⑥ 事業実施計画書等の作成及び提出にかかる費用は、応募者の負担とします。 ⑦ 事業実施計画書等の提出は、専用ホームページ上の申請フォームにご登録ください。メールやFAX、持参、郵送による提出は受け付けません。 ⑧ 提出後の事業実施計画書等については、採択、不採択にかかわらず返却しませんので、ご了承ください。 ⑨ 提出された申請書類については、秘密保持には十分配慮するものとし、審査以外には無断で使用しません。 ⑩ 評価基準や事業採択に関するお問い合わせについては、公平・公正な審査の支障となる恐れがあるため、一切回答できませんのであらかじめ御了承ください。	公募要領 P19～22
5-4	申請方法を教えてください。	専用ホームページより、応募に必要な書類フォーマットのダウンロードし書類を作成後、提出書類一式とともに、専用ホームページよりご申請をお願いいたします。	公募要領 P19
5-5	申請手順を教えてください。	① 専用ホームページから「申請フォーム」にアクセスし、事業実施者情報等を入力してください。 ② 画面に従って関連書類を提出してください。	公募要領 P20
5-6	事業実施者の選定方法を教えてください。	評価基準に基づき、外部の公募選考委員会において審査の上、予算の範囲内で事業実施者を選定します。 なお、選定は書面審査にて行い、更に確認が必要な場合は別途ヒアリングを行うことがあります。 また、事業実施者の選定に係わる審査の経過、審査結果等に関するお問い合わせにはお答えできませんので、あらかじめご了承ください。	公募要領 P23
5-7	選定にあたっての評価基準はありますか？	① 共通事項 ア 補助要件（対象輸入食品原材料、補助金額、事業実施期間等）が満たされているか。 イ 交付規程及び本公募要領で定める本事業の目的と市場ニーズに親和性がある事業であること ウ 事業実施者として組織・人員、財政基盤において適格性を有すること エ 事業実施の確実性を有し、事業の効果・効率性が高いこと  ② 原材料切り替え ③ 原材料支援 ④ コスト削減口	公募要領 P23
5-8	審査結果の通知はいつ頃頂けるのですか？	審査の結果については、個別にご連絡いたします。	
5-9	採択内示と交付決定の違いを教えてください。	採択内示は交付決定事業候補者となった通知で、その後交付申請を必要書類とともに事務局に申請後、事業の交付決定が通知されます。 原則として、事業は交付決定通知後に開始することができます。	公募要領 P26 14 スケジュール
5-10	本事業の大まかなスケジュールを教えてください。	事業の公募期間 令和4年9月13日～同年10月14日 17：00 事業採択の内示 審査終了後速やかに行います。 事業計画書 内示後、速やかに提出してください。 交付申請書の提出 事業計画書承認通知後、速やかに提出してください。 交付決定（補助事業の開始） 交付申請書を受領後、順次行います 事業の開始（予定） 交付決定の日から 事業の完了（予定） 令和5年2月15日（厳守） 実施結果報告書の作成・提出 令和5年2月15日（厳守）	公募要領 P26 14 スケジュール
5-11	その他、質問があるとき、どこに問い合わせすれば宜しいですか？	公募専用ホームページのお問い合わせフォームよりお問い合わせください。	

○その他

6-1	市販の輸入小麦と国産小麦が混合している小麦粉を使用しています。国産小麦の割合が分からないのですが、どうしたらいいでしょうか。	原則、切替え分（切替えた差分のみ）を定量的に示すことができない場合は対象外となります。なお、過払い防止の観点から、国産小麦の割合が不明なものを切替え前に使用している場合には、切替え前を以下の状態とみなし算出することができます。 ■強力系・準強力系の小麦粉：30% ■中力系・薄力系の小麦粉：50%	
6-2	国産小麦100%の小麦粉を自ら調達し、配合しようと考えております。このような場合、補助の対象はどうなりますか。	国産小麦100%の小麦粉を使って切り替える場合は以下の点にご留意ください。 ①外国産小麦100%の小麦粉から切り替える場合は、国産小麦100%の小麦粉に切り替えた相当分が対象になります。 ②今お使いの小麦粉に何%国産小麦の小麦粉が入っているか分かっておられる場合は、そこから国産小麦の割合を増やした相当分が対象になります。 ③今お使いの小麦粉に何%国産小麦の小麦粉が入っているか不明な方で、強力系・準強力系の小麦粉をお使いで、国産小麦100%の小麦粉を使って割合を高める場合は、国産小麦100%の小麦粉を入れた分(=今お使いの小麦粉を減らす分)の70%が対象になります。 ④今お使いの小麦粉に何%国産小麦の小麦粉が入っているか不明な方で、中力系・薄力系の小麦粉をお使いで、国産小麦100%の小麦粉を使って割合を高める場合は、国産小麦100%の小麦粉を入れた分(=今お使いの小麦粉を減らす分)の50%が対象になります。	